

J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 公認の手続き 公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請<u>方法にて</u>必要事項を<u>記載</u>し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJ A Fに<u>申請</u>すること。また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請<u>方法にて</u>必要事項を<u>記載</u>し、添付書類と所定の申請料を添えてJ A Fに<u>申請</u>すること。 ※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第10条 【略】</p> <p>第11条 施行年月日 本規定は、<u>2025年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 公認の手続き 公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請<u>書に</u>必要事項を<u>記入</u>し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJ A Fに<u>提出</u>すること。また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請<u>書に</u>必要事項を<u>記入</u>し、添付書類と所定の申請料を添えてJ A Fに<u>提出</u>すること。 ※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。<u>その場合は、提出方法について予めJ A Fに確認すること。</u></p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第10条 【略】</p> <p>第11条 施行年月日 本規定は、<u>2014年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>